

大阪市北区のビル火災を受けた特命査察（緊急立入検査等）の実施について

令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災を受け、今回の火災建物と類似する「避難階段が一つしか設置されていない雑居ビル」を対象に、火災時の避難経路等について消防法第4条に基づく特命査察（緊急立入検査等）を実施します。

1 特命査察の対象と実施期間

消防法施行令第4条の2の2第2号に該当する特定一階段等防火対象物 計 1,442対象

(1) 緊急立入検査

過去3か年の立入検査で避難経路上の障害物除去等を指摘した防火対象物

260対象

<実施期間>

令和3年12月20日（月）～28日（火）

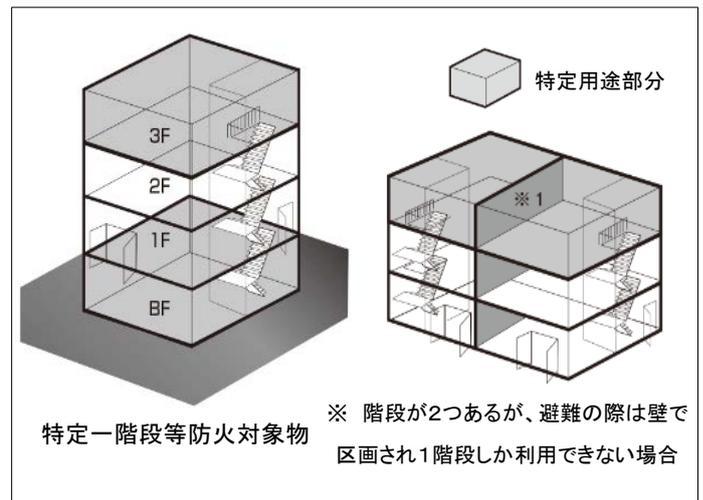
(2) 巡回確認

(1)以外の防火対象物については、消防隊により避難経路等の巡回確認を行います。

<実施期間>

令和3年12月20日（月）～順次開始

（年末年始消防特別警戒に合わせ実施）



特定一階段等防火対象物（（一財）日本消防設備安全センターHPより）

2 重点指導事項

- (1) 消防用設備等の設置及び維持管理状況に係る消防法令違反がある場合は、重点的に改善指導を図ります。
- (2) 避難経路となる階段等の施設に避難の支障となる物件が置かれている場合や、防火戸の閉鎖の支障となる物件が置かれている場合は、消防法第5条の3の規定に基づく命令を行うなど直ちに物件を除去させます。

3 その他

当局では、今回の火災建物と類似する雑居ビルに対して、おおむね3年に1回の立入検査を行っています。

お問合せ先

消防局指導課長 間正 勝司 Tel 045-334-6641